

令和7年度古賀市地域交通活性化事業委託特記仕様書

1 業務名

令和7年度古賀市地域交通活性化事業委託

2 業務目的

古賀市においては令和6年3月に策定した「古賀市地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通の課題解決と地域の実情にあった利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークの形成に取組んでいる。

市内の交通手段を組み合わせて活用しやすい地域づくりに取り組み、市内公共交通体系の活性化のため、市内交通情報をデジタルサイネージで情報発信を通じた認知拡大と利便性向上、交通アプリの利用活性化による利用者増への取組みを並行して行うことで、地域交通全体の活性化につなげ、併せて市内交通の状況について統計情報から分析を行い、本事業の活性化の効果検証の基礎情報とともに、本事業を含めた市内公共交通のリ・デザインプロジェクトへの活用を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、本市と協議の上、以下の項目についての業務を行う。

(1) 全体計画準備

本業務の作業を円滑に進めるために、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成すること。

(2) デジタルサイネージ交通案内システム

①ハードウェア要件

デジタルサイネージ機器の台数並びに設置予定場所については、5台程度とし、設置予定場所は、契約後協議の上決定する。

(ア) モニター 画面サイズは55インチ程度を想定

(イ) 筐体 設置場所の変更を想定しており、筐体については容易に移動可能のこと。

(ウ) 端末(PC, STB等) 通信手段については、施設内の無線LANの利用を想定しているが、設置場所の変更を考慮し、モバイル回線での利用も可能な端末を提案すること。

②ソフトウェア要件

(ア) 構成

・コンテンツの配信・管理(操作・更新)にはクラウド上のコンテンツ管理サーバーを利用

し、利用者のパソコンで行えること。

- ・サイネージ用端末は台数分用意し、デジタルサイネージ表示用のソフトウェアをインストールしていること。

(イ) 機能

- ・コンテンツは有効期間・表示時間を指定して登録できること。
- ・登録可能なデータは以下とし、標準機能で対応していること。

【登録可能データ】

画像データ：JPEG 形式、PNG 形式

動画データ：MP4

- ・Excel・PowerPoint について、専用プラグインを用いてデータを画像化して登録できること。
- ・PDF を静止画として登録できること。
- ・URL を登録することにより、Web ページをコンテンツとして登録可能のこと。
- ・メールを利用したテロップ配信が可能なこと。

(ウ) セキュリティ

- ・サイネージシステムを操作する利用者毎にアカウントを作成し、アカウント単位でコンテンツ登録機能、スケジュール登録機能、配信機能へのアクセス制限を設定できること。
- ・利用者のパソコンからコンテンツ管理サーバーにアクセスする際は多要素認証によるセキュリティ対策ができていること。
- ・利用者のパソコンからコンテンツ管理サーバーに初めてアクセスする際は初回ログイン時にパスワード変更を促すこと。
- ・通信経路が暗号化されていること。

③運用・管理

- ・端末が正常に稼働しているかどうか確認するために稼働状況を監視できること。
- ・稼働状況を監視し、障害発生時に指定したメールアドレス宛に通知する機能を有すること。
- ・放映したコンテンツ内容を確認するため、ログを記録してパソコンから確認できること。
- ・利用者の操作内容を確認するため、ログを記録してパソコンから確認できること。
- ・今後、様々な形式のデジタルサイネージを導入することを勘案し、マルチ OS (Android、Windows、iOS) のプレーヤーを一つの管理画面から管理できること。

④その他

- ・サイネージシステムは外部サービスと連携するインターフェイスを有すること。
- ・災害発生時や気象警報発表時には、設置場所に応じて、その地域に必要な防災情報を割り込んで表示できること。
- ・地図を使って対象地域を表示し、危険度に応じて色分けを行うことで、訪日外国人も認識しやすいコンテンツであること。

(3) 地域住民のデジタル活用支援

①業務内容：スマホ教室の開催

- ・スマートフォンの基本的な操作方法

- ・古賀市公式LINEアプリのインストール、利用方法
 - ・A I オンデマンドバス「のるーと古賀」のアプリのインストール、予約方法
 - ・A I オンデマンドバス「のるーと古賀」予約専用端末のるーとダッシュの利用方法
- その他、必要と思われるものは別途協議の上、決定するものとする。

②その他要件

- ・講師として社外研修などを受けた支援員を派遣すること。
- ・総務省が実施しているデジタル活用支援推進事業での事業実績があること。
- ・相談者が持参したスマートフォンの機種や通信事業者が異なる場合も対応可能とすること。
(機種や通信事業者ごとの実施は想定しない。)
- ・スマートフォン端末等を所持していない参加者のために、利用できる貸出用のスマートフォン端末を準備して対応すること。(通信料や貸出費用等は本委託料に含む)
- ・参加者向けに配布できるテキストを作成すること。
- ・参加者の意見や感想を把握するためのアンケートを作成すること。
- ・必要に応じて実施場所や機材の使用可否、説明内容の確認や当日の進行等について事前に打ち合わせを実施すること。

③実施概要

- ・開催場所は市役所庁舎または市内の施設とする。
- ・開催時は常時対応ができるような人員配置とすること。(講師、サポートスタッフ合計2名以上)
- ・開催回数 1講座60分×3回程度開催
- ・開催日時、説明内容は双方協議の上、決定する。

④報告書作成

業務完了にあたり、次の事項を記載した完了報告書の提出を実施すること。

- ・開催日時、場所毎の参加数の詳細
- ・参加者向けのアンケート結果の集計

(4) 道路交通混雑統計分析

①分析内容

交通状況について、データを用いて比較分析を行い、古賀市主要道路（片側1車線以上の大多）を対象とし、地域特性や道路網等を現況として、地理的条件、人口状況等の道路交通に関する現況を整理する。道路は道路リンク（道路区間）単位での分析とし、上り下りそれぞれを認識して分析がされること。

主な分析項目は次に示すものとするが、他に有効なものがあれば提案すること。

(ア) 主な分析項目

- ・交通流動性（交通量、主要交差点での流入流出経路情報等）
- ・交通速度の変化（平均速度）
- ・起点終点分析
- ・分析に必要なデータは、本業務内で取得するものとし、その種類は提案によるものとする

(イ)分析の範囲

分析に当たっては、古賀市内の主要道路を対象とするが、分析可能な地点数については提案によるものとする。隣接市町村の道路は必須要件ではないが、取得できる場合は提案すること。

(ウ)分析データの範囲

分析データは、2018年10月、2021年10月、2024年10月、2025年10月の範囲を想定し、コロナ前まで遡って年単位での分析ができること。

平日休日や時間帯別など、粒度は発注者と協議の上調整すること。

上記以外の期間のデータが取得可能な場合は提案すること。

②報告書作成

道路交通混雑統計分析業務の実施結果を成果品として取りまとめる。

- ・報告書一式（A4版） 1部

5 履行場所

古賀市内

6 成果品

(1) 業務実績報告書（簡易製本1部、データ）

※履行期間中であっても一部業務について部分的な業務報告書を求める場合がある。

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする。

7 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

8 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者の負担とする。
- (2) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議し、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (3) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (4) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委

託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

- (7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。